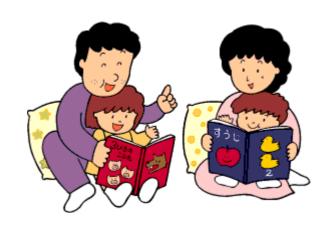
# 診書でキラリ・明るく元気な子どもたら

# 行田市子とも読書活動推進計画



平成19年3月行田市教育委員会

# 行田市子ども読書活動推進計画目次

第 1	章	計画の概要	
•	計画 1)	国策定の目的 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1
3	計画	「 「 「の目標 ····································	2
第 2	章	子どもの読書活動推進のための基本的方針	
1	キラ	テキラした瞳の子どもたちを育てます。 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	3
2	輝く	家庭における読書活動 元気な園児たちを育てます。 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	3
3	読書	話動で明るく元気な児童・生徒を育てます。 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	3
4	子と	小学校・中学校の読書活動 ごもの個性にあった読書活動を応援します。 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	3
5	図書	けれるのです。このではのは 諸館は個性豊かな子どもたちの読書活動を応援します。 ・・・・・・ 図書館における読書活動	3
6	地域	は社会全体で子どもたちの読書活動を支援します。 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	4
第3	章	子どもの読書活動推進のための取組	
1		・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	5
2	輝く	限庭における取組】 元気な園児たちを育てます。 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	6
3	読書	語動で明るく元気な児童·生徒を育てます。······	7
4	子と	い中学校及び関係各課における取組】 ごもの個性にあった読書活動を応援します。 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	8

5 図書館は個性豊かな子どもたちの読書活動を応援します。 ・・・・・・

【図書館における取組】 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1 0
6 地域社会全体で子どもたちの読書活動を支援します。 ・・・・・・・・・ 【図書館における取組】	1 1
[資料]	
1 アンケート調査の内容及び集計結果 ····································	1 2
<ul><li>(1) 一般家庭アンケート調査結果 ····································</li></ul>	1 2
<ul><li>(2) 幼稚園・保育園アンケート調査結果・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・</li></ul>	1 5
(3) 小学校・中学校・養護学校アンケート調査結果・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1 6
(4) その他	1 7
2 学校図書館蔵書数の達成率 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1 8
<ul><li>3 行田市立図書館の蔵書数及び貸出状況 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・</li></ul>	1 9
4 子どもの読書活動の推進に関する法律 ······················(平成13年法律第154号)	2 0
5 行田市子ども読書活動推進計画策定委員会設置要綱 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	2 2
6 行田市子ども読書活動推進計画策定委員名簿 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	2 3
7 行田市子ども読書活動推進計画策定経緯 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	2 4

## 第1章 計画の概要

#### 1 計画策定の目的

子どもたちは、読書活動を通して言葉を学び、多くの知識を身につけ、深く考える力をつけていきます。また、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かにしていくためにも、読書活動は大変重要です。子どもたちの健やかな成長に、読書は欠くことのできないものであり、豊かな人生を送るためにもなくてはならないものです。

この計画は、乳幼児や児童・生徒の読書活動の推進と家庭、幼稚園・保育園、学校、図書館等が一体となって、よりよい読書環境を醸成していくことを目指します。

#### 2 計画策定の背景

子どもたちを取り巻く生活環境はコンピューターゲームやインターネットの普及等により大きく変化しています。また、保護者を含む大人の「読書離れ」もあることから、乳幼児期の読書習慣の形成が十分にはなされず、子どもの心の成長に大きく影響しているとも指摘されています。

活字離れ・読書離れが豊かな人間形成をさまたげ、児童虐待、いじめ等を 原因とする悲惨な事件が引き起こされています。子どもの心に潤いと他者へ の思いやりを取り戻すことは、現代社会の差し迫った緊急課題といえます。

行田市教育委員会は次に掲げる国・県の動向を踏まえ、「子どもの読書活動の推進に関する法律」第 9 条第 2 項の規定に基づき、「行田市子ども読書活動推進計画」を策定します。

#### (1) 国の動向

- ・ 平成 11 年 8 月 平成 12 年を「子ども読書年」とすることを衆 参両院で決議
- ・ 平成 13 年 12 月 「子どもの読書活動の推進に関する法律」を公 布、施行
- ・ 平成 14 年 8 月 「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」策定

#### 【同計画の基本的方針】

家庭・地域、学校を通じた、子どもが読書に親しむ機会の提供 図書資料の整備などの諸条件の整備・充実

学校、図書館などの関係機関、民間団体等が連携・協力した取組 の推進

社会的機運醸成のための普及・啓発

#### (2) 埼玉県の動向

- ・ 平成 15 年 11 月 「埼玉県子ども読書活動推進計画(案)」を公表・ 平成 16 年 3 月 同計画を策定

#### 【同計画の基本的方針】

家庭・地域、学校での子どもが読書に親しむ機会の提供と充実 子どもの読書活動を推進するための環境の整備・充実 子どもの読書活動に関する啓発・広報の推進 子どもが読書に親しむための推進体制の整備

#### 3 計画の目標

この計画は、具体的な施策を通じて、次の基本目標の実現に努めていきま す。

# 読書でキラリ・明るく元気な子どもたち

- すべての子どもたちに良い本を
- ・すべての子どもたちに読書の機会を
- ・すべての子どもたちに良い読書環境を

## 4 計画の位置づけ

この計画は、次のような位置づけで取り組みます。

計画の対象・・・本市の0歳からおおむね18歳までの子どもを 対象とします。

実践の主体・・・家庭、幼稚園・保育園、学校、図書館をはじめ とする関係行政機関、民間団体等です。

計画期間・・・平成19年度から23年度までの5年間としま す。なお、国、県の動向及び社会状況の変化に 応じて、見直しを検討します。

## 第2章 子どもの読書活動推進のための基本的方針

本市のすべての子どもが、あらゆる機会とあらゆる場所において、自主的に 読書活動が出来るよう、次に掲げる6つの基本的方針を定め、読書活動の推進 に取り組みます。

1 キラキラした瞳の子どもたちを育てます。

家庭における読書活動

読み聞かせをしたり、子どもと一緒に本を読むことにより、子どもが読書と出会うきっかけを作ります。

2 輝く元気な園児たちを育てます。

幼稚園・保育園等の読書活動

好奇心や探究心を高めるため、絵本や図鑑等に幼児が積極的に関わることができるような環境づくりに努めます。

3 読書活動で明るく元気な児童・生徒を育てます。

小学校・中学校の読書活動

児童・生徒の読書に親しむ態度を養い、読書習慣を身に付けられるよう努めます。

4 子どもの個性にあった読書活動を応援します。

障害のある子どもの読書活動

一人ひとりの障害の状態を考慮した、きめ細かい支援をします。

5 図書館は個性豊かな子どもたちの読書活動を応援します。

図書館における読書活動

地域における読書活動の拠点施設として、すべての子どもたちに良い本 を、すべての子どもたちに読書の機会を、すべての子どもたちに良い読書 環境を提供できるよう努めます。

## 6 地域社会全体で子どもたちの読書活動を支援します。

## 子どもが読書に親しむための推進体制

家庭、幼稚園・保育園、学校、図書館、民間団体、市民ボランティア等が 相互に連携協力し、子どもの読書活動を総合的に推進します。



## 第3章 子どもの読書活動推進のための取組

#### 1 キラキラした瞳の子どもたちを育てます。

子どもは家族の中で成長していきます。寝る前に布団の中で聞いたおはなしや膝の上で読んでもらった絵本など、日々の生活が子どもの感性と想像力を育て、自主的な読書への扉を開けます。子どもの年齢にあわせて、聞く楽しさ・見る楽しさ・読む楽しさを伝え、子どもとともに読書を楽しみ、家族で温かく見守ることが大切です。

0 歳 ~ 1 歳:絵本は赤ちゃんとのふれあいのための手段

1歳半~3歳:絵本はふれあいのための手段から絵本の内容を楽

しむものに・・・

3 歳 ~ 6 歳:読み聞かせの黄金期 小 学 生:読書の世界へ一人旅

中 学 生:読書活動の幅を広げる

高 校 生:主体的な読書活動の実践

#### 【家庭における取組】

「ブックスタート事業」(1)で配布された絵本等を活用し、赤ちゃんに 積極的に語りかけ、こころが触れ合うことの心地よさや楽しさを伝えます。 絵本、紙芝居等を活用し、家庭での「読み聞かせ」を実践します。

図書館や書店等で実施している「おはなし会」(2)に積極的に参加します。

図書館や書店等の子どもの読書に関する情報を活用し、子どもの興味にあわせた紙芝居や絵本、児童書を紹介します。

子どもの読書の雰囲気作りの一環として親や家族が読書に親しみます。 親や家族が読んだ本の読後感を家庭で話題にします。

中学生・高校生には「生涯にわたって本を傍らにおくことが社会の中で 生きていく糧になる。」ことを伝えていきます。

#### 1 ブックスタート事業

ブックスタートとは、赤ちゃんと保護者にメッセージを伝えながら絵本を贈る事業。 図書館では保健センターにおいて、4ヶ月の乳児と保護者を対象に赤ちゃん向けの 絵本2冊と図書館利用案内などを手渡し、親子のコミュニケーションを深め、絵本に 親しんでもらうためのきっかけとして同事業を実施している。

#### 2 おはなし会

子どもに本の楽しさを伝えるために、絵本の読み聞かせや紙芝居、ストーリーテリング、手あそびなどを行うこと。

#### 2 輝く元気な園児たちを育てます。

子どもにとって、幼稚園・保育園に通う時期は、生涯にわたる人間形成の基礎を培うきわめて重要な時期にあたります。そのため、子どもが多くの時間を過ごす場である幼稚園や保育園の環境は、必然的に、子どもの心身の成長に深いかかわりを持つこととなります。

子どもたちは、先生や友だちとともに集団生活を過ごす中で、多くのことを学びます。集団の中で、絵本や物語を楽しむことにより、家庭とは違った雰囲気や一体感を体験することができ、読書の幅が広がります。

幼い頃の読書体験は子どもの心に感動を与え、将来にわたる読書活動の源となり得ると考えます。

#### 【幼稚園・保育園等における取組】

園及び家庭がともに読書の大切さと必要性を認識し、子どもが読書習慣を身に付けられるよう努めます。

園と家庭とが連携し、絵本の情報を提供する等、子どもの読書意欲を高めるよう努めます。

保育活動の中で、日々絵本の読み聞かせを行い、本に親しめる環境づくりを行います。

大型絵本や紙芝居・パネルシアター等を積極的に取り入れ、子どもたちがおはなしを楽しめるよう努めます。

子どもの自主的な読書活動を促すため、園内の図書コーナーを整備する 等の工夫をし、自発的な読書活動につながるよう配慮します。

### 3 読書活動で明るく元気な児童・生徒を育てます。

行田市の小・中学校では各校が創意を生かした特色ある学校づくりを推進 し、元気な学校で、明るく元気な子どもたちを育成しています。

学校での読書活動は、豊かなこころ、コミュニケーション能力を含めた社会性、豊富な知識、正しいきれいな日本語の習得等、児童生徒の人格形成のために大変重要な教育活動のひとつです。

しかしながら、ゲームやコンピューターの普及等情報化の影響もあり、平成 1 7年度に実施した全国学校図書館協議会の調査では、小・中学校の読書量は小学生が月平均 9.7 冊、中学生が 2.8 冊と高学年になるほど読書量が減少し活字離れが進んでいます。また、学校図書館の蔵書についてもまだまだ充分とはいえない状況にあります。

このようなことを踏まえ、行田市の小・中学校においては、以下の具体的な取組を実施していくなかで、児童生徒一人ひとりに読書の楽しさや大切さを実感させ、読書活動を通じて明るく、元気な子どもたちが育つよう努めます。

また、平成17年度から始まった「行田市きれいな日本語教育推進委員会」 の活動とも連携し、子どもの読書活動を推進します。

#### 【小・中学校及び関係各課における取組】

児童生徒に薦めたい本、児童生徒が学習のために必要としている本の 収集に努め、学校図書館の蔵書を充実させます。

子どもたちが学習しやすい学校図書館の環境整備のため、ボランティアを活用した図書整備を推進します。

児童生徒による図書委員会活動を活発化し、主体的な読書活動を推進 します。

学校図書館司書教諭を中心に、各学校で全職員の共通理解のもと読書 活動を推進します。

基準学級数(12学級)未満の学校でも積極的に学校図書館司書教諭の設置を推進します。

「きれいな日本語教育推進委員会」の活動と連携し、読書活動を通じて、きれいな日本語教育や心の教育を推進します。

朝読書等の校内一斉読書の実施、保護者や地域のボランティアと連携した読み聞かせ活動等、各学校の創意による特色ある読書活動を推進します。

#### 【読書活動を推進するために・・・】

いつでも読書: 学校図書館の開放時間を延長し、いつでも読める

ようにします。

いろいろ読書: 幅広いジャンルから図書の購入をします。 調べる読書: 学習課題解決のため、情報提供をします。

楽しく読書: 読み聞かせや読書マラソンなどを取り入れ、読

書を楽しめるようにします。

#### 4 子どもの個性にあった読書活動を応援します。

障害のある子どもたちの読書活動を推進するには、一人ひとりの障害の状態を考慮したきめ細かい支援が地域全体に求められています。

図書館においては、視覚障害者向けの録音図書・点字図書等を所蔵していますが、一般書がほとんどです。視覚障害のある子どもたちのために大型絵本や大活字本等も用意してありますが、資料数がきわめて少ないのが現状です。

今後図書館及び関係機関が連携し、障害のある子ども及びその保護者との 接点をつくり、利用しやすい資料や視聴覚機材の整備・充実に努める必要が あります。

#### 【図書館及び関係機関における取組】

一人ひとりの障害の状態を考慮したハンディキャップサービス(3)の 充実を図ります。

大型絵本・大活字本・さわる絵本(4)・点字表記のある絵本・布の絵本(5)等の充実に努めます。

ボランティア団体との協働による読み聞かせ等を実施します。

ボランティア団体協力のもと、子ども向けの録音図書や点字図書の収集に努めます。

福祉施設・特別支援学校等との連携を図り、障害のある子どもの読書活動の支援に努めます。

#### 3 ハンディキャップサービス

図書館利用になんらかの支障がある方に対して行うサービス。視覚障害の方に対しては、対面朗読サービス、録音図書・大活字本等の貸出を実施。拡大読書器等が備え付けられている場合もある。

#### 4 さわる絵本

布・ビニールや毛皮等の素材を使って、実物に似た形に切り抜いたものを貼り付け て作られた絵本。目の不自由な人が手で触って楽しめるように工夫された絵本。

#### 5 布の絵本

布等を使って製作された絵本。布の土台に様々な布で作った絵が表現され、紐やボタン、マジックテープ等ではがしたりくっつけたりできるよう工夫されている絵本。

#### 5 図書館は個性豊かな子どもたちの読書活動を応援します。

図書館は子どもたちにとって、自分の読みたい本を豊富な図書の中から自由に選ぶことができ、読書の楽しみや喜びを知ることが出来る場所です。また、保護者にとっても、自分の子どもに与えたい本を選んだり、子どもとともに読書をすることの出来る場所であり、子ども読書活動推進の拠点施設として重要な役割を担っています。

図書館では、新刊児童書の受け入れ、既刊児童書等の複本購入及び買い替えを含め、豊富で多様な資料収集に努めています。

今後は、読書量が減少する中学生・高校生世代を対象とするヤングアダルトコーナー( 6)の充実を図ると同時に子どもたちや保護者の読書相談やレファレンス( 7)等に適切に応えられるようサービスの向上に努めます。

#### 6 ヤングアダルトコーナー

主に中高生世代を対象に、児童書から一般書への橋渡し的意味合いで提供する図書のコーナー。

#### 7 レファレンス

調べたいこと、知りたいことなどの情報を求める利用者に対して、図書館職員が図書館の資料や機能を活用して資料や情報を提供し、または資料や情報への手がかりを紹介すること。

#### 【図書館における取組】

#### (1)図書資料の整備・充実

乳幼児及び青少年向け図書の拡充、蔵書内容の充実を図ります。 児童向けの郷土資料の充実に努めます。 司書の資料選択能力の向上を図ります。

#### (2)学校・学校図書館及び他の機関との連携

各教科の学習に必要な資料や情報の提供に努めます。

調べ学習や総合的な学習の場として、児童・生徒を受け入れます。

中学生・高校生の職場体験学習をとおして、図書館利用や読書活動への理解を促します。

幼稚園・保育園等を対象に団体貸出を推進します。

移動図書館の蔵書数の拡充と移動図書館の有効活用を図ります。 高校図書館との連携を目指します。

#### (3)ボランティアの養成と活用

読み聞かせボランティアの養成を図ります。

読書活動推進のための講座を開催し、新たな人材の育成に努めます。 ストーリーテリング(8)・読み聞かせ・わらべうた等の講座の開催 ブックトーク(9)・児童文学講座等の開催

読み聞かせボランティアの登録制度をつくり、おはなし会・民話を語る 会等を各地域で実施出来るよう努めます。

#### 8 ストーリーテリング

話し手が物語(昔話・民話等ど)を覚えて、聞き手に対して語ること。

9 ブックトーク

ひとつのテーマに添って、ジャンルの異なる数冊の本を選んで、いろいろな角度から紹介し、本の楽しさを知ってもらうための手法。

#### (4) 啓発と広報の推進

ホームページや市報等により読書情報を発信します。

子どもの発達段階に応じた推薦図書リストを作成します。

子ども読書の日や読書週間等の機会を捉えて、更なる啓発活動を推進します。

#### 6 地域社会全体で子どもたちの読書活動を支援します。

図書館では月2回、市民ボランティアによる「おはなし会」を開催しています。また、小学校においては始業前の朝読書の時間や総合的な学習の時間に保護者や地域のボランティアと連携した読み聞かせ活動等が行われています。

市内の民間団体からは毎年、図書館や学校に対し、児童向けの優良図書や辞書等が寄贈されています。

このように、子どもの読書活動を推進していくためには、関係諸団体や市民 ボランティアの協力が不可欠です。

家庭、幼稚園・保育園、学校、図書館をはじめとする関係行政機関、民間団体等がそれぞれの立場で各々の役割を主体的に担い、子どもの読書活動の推進に取り組むことが求められています。

#### 【図書館における取組】

子どもの読書活動を総合的、計画的に推進するための推進体制の構築を目指します。

子育て支援事業や母子保健事業・他の事業との連携協力により子どもの読 書活動を推進します。



## 資 料

# 1 アンケート調査の内容及び集計結果

#### 調査目的

子ども読書活動推進計画策定にあたり、基礎資料を得るため実施する。

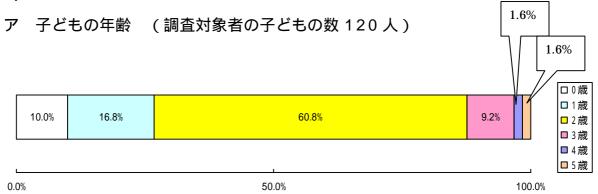
#### 調査期間

平成18年9月1日(金)~平成18年9月30日(土)

#### 調查対象

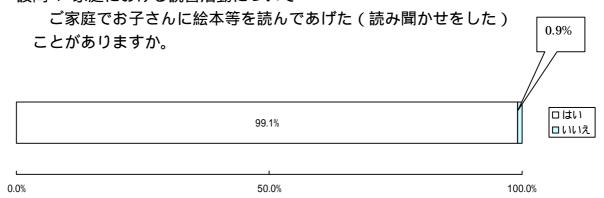
- (1) 一般家庭(5歳までの子どもを持つ保護者 117人)
- (2) 幼稚園・保育園
- (3) 小学校・中学校・養護学校

## (1) 一般家庭アンケート調査結果

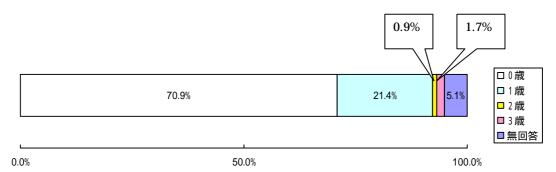


#### イ 調査項目及び結果

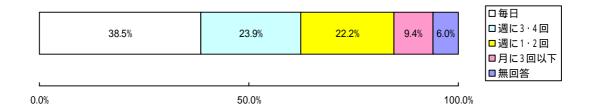
設問 1 家庭における読書活動について



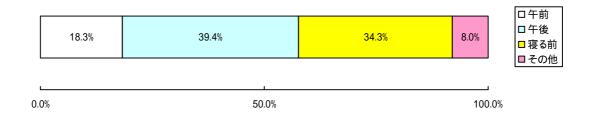
#### 初めて絵本等を読んであげたのはお子さんが何歳くらいのときですか。



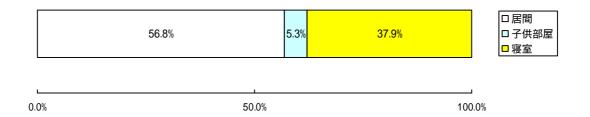
## どれくらいの頻度で読んであげていますか。



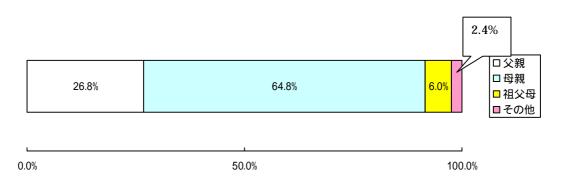
## 一日の中でどの時間帯に読んであげていますか。(複数回答) 回答数 137



## どこで読みますか。(複数回答) 回答数 132



誰が読みますか。(複数回答) 回答数 168



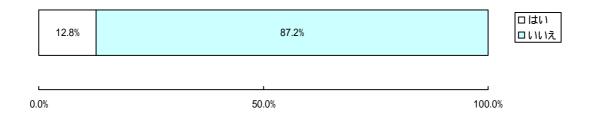
主に何を読みますか。



## 設問2 図書館の利用について 図書館に子どもの絵本や紙芝居を借りに行ったことがありますか。



図書館や書店で行っている「おはなし会」に参加したことがありますか。



図書館への要望がありましたらご記入ください。

- ・ お話し会を平日にしてほしい。
- ・ 子ども用の図書コーナーで少し位騒いでも良いようにしてほしい。(図書館で騒がないというのはしつけで大切とわかっているが 1・2歳で騒がないというのは難しいと思う。)
- ・ 所蔵している絵本などを紹介するしおりがあると良いと思う。

## (2) 幼稚園・保育園アンケート調査結果

ア 読書に親しむ足掛りとして、貴園ではどのような活動をしていますか。 具体的にお知らせ下さい。(何時、どこで、誰が、何を、どのように)

- ・ 絵本の読み聞かせや紙芝居等を実施している。
- ・ 園に貸出図書があり、園児が自由に借用できる。

- ・ 年2回民話の先生から、地元に伝わるお話を聞いている。
- ・ 乳児室・保育室に年齢に合った絵本を常備し、日常保育を通じて語りかけを大事にしている。
- イ 図書館では、幼児用の絵本・紙芝居等の貸出しやおはなしのへやを備えて います。ご要望がありましたらお聞かせ下さい。
  - ・ 大型絵本や特殊な絵本等を増やしてほしい。
  - ・ 絵本等についての研修会を実施してほしい。

## (3) 小学校・中学校・養護学校アンケート調査結果

- ア 読書活動としてどのような取組をしていますか。 (例 朝読書を週 回実施、各月 回読み聞かせ・・・等)
  - ・ 週1回朝読書及び月1・2回ボランティアによる読み聞かせを実施している。
  - ・ 読書週間に保護者と児童が一緒に読み聞かせ集会に参加している。
  - ・ 校内読書マラソンで100冊に達した児童を表彰している。
  - ・ 校内読書週間を定め、読書郵便活動 (ポストカードを用いて、読んでもらいたい図書を紹介するもの。)を実施している。
  - ・ 朝読書を週5回(月~金の毎朝10分間)実施している。
- イ 学校図書館の利用状況について

(例 開放状況、利用状況、どんな授業で活用しているか・・・等)

- ・ 昼休みに図書室を開放し、図書の貸出しを実施している。
- ・ 読書週間中(年2回)は学年に関係なく図書を貸出している。
- ・ 総合的な学習、理科、社会等及び少人数指導や調べ学習のため利用している。
- ウー学校教育の中での読書活動について課題や悩み等がありますか。
  - 児童の興味、関心のある図書の選定がむずかしい。
  - ・ 一人一人の生徒に応じて適切な本を提供したいが、個人差がある。
  - ・ 調べ学習をしやすいように、図書の整理を行い、より効果的な図書室にしたい。
  - 読書量を増やすために蔵書数を増やしたいが、蔵書の管理が徹底できない。
  - ・ 読む力が低下し、読書対象としている本のレベルダウンが顕著である。
  - ・ 読みに充当する時間が少なくなっている。
  - ・ 系統的な読書指導及び利用指導の計画が必要である。
  - ・ 児童の読書意欲を高めるために、図書室の環境整備等をやりたいが時間がない。

- ・ 司書がいないため、図書の廃棄や台帳の整理等、事務処理に手間が掛かる。
- ・ 子どもたちの読書傾向が文字の少ないものになってきている。
- ・ 本の破損や紛失が多い。
- ・ 朝読書はよい習慣だが、朝の会の運営や連絡も短時間となるので時間的に厳し いこともある。
- ・ 「学校の図書館は古い本が多い。」という生徒が持つイメージを崩せない。
- ・ 養護学校では、個人差が大きく一人ひとりに対応した本を揃えるのがむずかしい。

## (4) その他

(例 読書活動推進のためにやっていること、市立図書館への要望・・・等)

#### <読書活動推進のための取組>

- ・ 読書週間を設け、イラストコンクールや本の帯コンクールを実施している。
- ・ 図書室だよりを月1回出して、お薦めの本や利用の仕方などを常に子どもたち に伝えている。
- ・ 本に親しむために、身近により多くの本があるような環境を作るようにしている。
- ・ 図書を整備するとともに、明るくきれいな図書室を心掛けている。
- ・ 校内放送で読書感想文を発表している。
- ・ 読書実態調査を行ったので、それをもとに読書への啓発・読書推進の取組を進めている。
- ・ 本を使ってのクイズや朗読、寸劇などを行って読書の啓発を図っている。
- ・ 「読書のあゆみ」ファイルを各自に持たせて、自分の読書生活を振り返ったり できるように工夫している。

#### <図書館等への要望>

- 図書館ボランティアや図書整理員を頼めるとよい。
- 移動図書館の利用を楽しみにしているので、巡回数を増やしてほしい。
- ・ 司書の方がいると、図書室運営が全く違ってくるので数校に1名でも司書を配置してほしい。
- ・ 図書館にあるような本の検索システムが学校現場でも利用できるとよい。
- ・ 養護学校の児童・生徒も利用できる文学的なビデオ作品を増やしてほしい。

## 2 学校図書館蔵書数の達成率

下記の表は、学校図書館図書標準(10)に対する市内小学校・中学校の学校図書館蔵書数の達成率を表したものです。

区分	平成 1 7 年度達成率	平成18年度予定達成率
小学校	59.4%	65.7%
中学校	62.9%	68.5%

#### 10 学校図書館図書標準

公立の義務教育諸学校の学校図書館に整備すべき蔵書の標準冊数のことで、学級数によって定められている。(平成5年各都道府県教育委員会あて初等中等教育局長通知)

# 3 行田市立図書館の蔵書数及び貸出状況 (平成 17 年度)

# (1) 蔵書数

	種 別			本	館	用			稻	多動図書館	館用	全 館
分	類	一般書	児童書	郷土資料	参考資料	秋山文庫	森尾文庫	小計	一般書	児童書	小計	合計
0	総記	3,858	687	824	617	0	38	6,024	3	69	72	6,096
1	哲学	4,939	267	185	89	0	177	5,657	7	64	71	5,728
2	歴史	11,403	1,848	2,870	557	0	101	16,779	27	654	681	17,460
3	社会科学	20,701	2,172	3,228	779	2	57	26,939	27	262	289	27,228
4	自然科学	8,178	3,407	279	474	0	3	12,341	14	1,084	1,098	13,439
5	技術	9,833	1,159	352	150	0	0	11,494	106	212	318	11,812
6	産業	3,707	717	332	141	0	1	4,898	37	206	243	5,141
7	芸術	10,225	1,662	464	211	0	8	12,570	263	660	923	13,493
8	言語	1,786	562	16	436	0	1	2,801	8	174	182	2,983
9	文学	34,712	12,753	772	243	48	46	48,574	47	6,120	6,167	54,741
Ε	絵本	0	12,664	0	0	0	0	12,664	0	1,102	1,102	13,766
K	紙芝居	0	954	0	0	0	0	954	0	0	0	954
	計	109,342	38,852	9,322	3,697	50	432	161,695	539	10,607	11,146	172,841

# (2)貸出状況

本館	冊数	移動図書館	合計冊	
一般書	287,747	1,807	289,554	
児童書	151,597	25,313	176,910	
郷土資料	42	0	42	
参考資料	1,233	0	1,233	
森尾・秋山文庫	0	0	0	
計	440,619	27,120	467,739	

## 4 子どもの読書活動の推進に関する法律

(平成13年法律第154号)

(目的)

第一条 この法律は、子どもの読書活動の推進に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務等を明らかにするとともに、子どもの読書活動の推進に関する必要な事項を定めることにより、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって子どもの健やかな成長に資することを目的とする。

(基本理念)

第二条 子ども(おおむね十八歳以下の者をいう。以下同じ。)の読書活動は、子どもが言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものとし、人生をより深く生きる力を身に付けていく上で欠くことのできないものであることにかんがみ、すべての子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において自主的に読書活動を行うことができるよう、積極的にそのための環境の整備が推進されなければならない。

(国の責務)

第三条 国は、前条の基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、子ど もの読書活動の推進に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有 する。

(地方公共団体の責務)

第四条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その 地域の実情を踏まえ、子どもの読書活動の推進に関する施策を策定し、及び 実施する責務を有する。

(事業者の努力)

第五条 事業者は、その事業活動を行うに当たっては、基本理念にのっとり、 子どもの読書活動が推進されるよう、子どもの健やかな成長に資する書籍等 の提供に努めるものとする。

(保護者の役割)

第六条 父母その他の保護者は、子どもの読書活動の機会の充実及び読書活動 の習慣に積極的な役割を果たすものとする。

(関係機関等との連携強化)

第七条 国及び地方公共団体は、子どもの読書活動の推進に関する施策が円滑に実施されるよう、学校、図書館その他の関係機関及び民間団体との連携の強化その他必要な体制の整備に努めるものとする。

(子ども読書活動推進基本計画)

第八条 政府は、子どもの読書活動の推進に関する施策の総合的かつ計画的な 推進を図るため、子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画(以下「子 ども読書活動推進基本計画」という。)を策定しなければならない。

- 2 政府は、子ども読書活動推進基本計画を策定したときは、遅滞なく、これ を国会に報告するとともに、公表しなければならない。
- 3 前項の規定は、子ども読書活動推進基本計画の変更について準用する。 (都道府県子ども読書活動推進基本計画等)
- 第九条 都道府県は、子ども読書活動推進基本計画を基本とするとともに、当該都道府県における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、当該都道府県における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画(以下「都道府県子ども読書活動推進計画」という。)を策定するよう努めなければならない。
- 2 市町村は、子ども読書活動推進基本計画(都道府県子ども読書活動推進計画が策定されているときは、子ども読書活動推進基本計画及び都道府県子ども読書活動推進計画)を基本とするとともに、当該市町村における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、当該市町村における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画(以下「市町村子ども読書活動推進計画」という。)を策定するよう努めなければならない。
- 3 都道府県又は市町村は、都道府県子ども読書活動推進計画又は市町村子ど も読書活動推進計画を策定したときは、これを公表しなければならない。
- 4 前項の規定は、都道府県子ども読書活動推進計画又は市町村子ども読書活動推進計画の変更について準用する。

(子ども読書の日)

- 第十条 国民の間に広く子どもの読書活動についての関心と理解を深めるとともに、子どもが積極的に読書活動を行う意欲を高めるため、子ども読書の日を設ける。
- 2 子ども読書の日は、四月二十三日とする。
- 3 国及び地方公共団体は、子ども読書の日の趣旨にふさわしい事業を実施するよう努めなければならない。

(財政上の措置等)

第十一条 国及び地方公共団体は、子どもの読書活動の推進に関する施策を実施するため必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

附則

この法律は、公布の日から施行する。

## 5 行田市子ども読書活動推進計画策定委員会設置要綱

(設置)

第1条 この要綱は、子どもの読書活動の推進に関する法律(平成13年法律 第154号)第9条第2項の規定により行田市子ども読書活動推進計画を策 定するため、行田市子ども読書活動推進計画策定委員会(以下「委員会」と いう。)を設置する。

(所掌事項)

第2条 委員会の所掌事項は、次のとおりとする。

行田市子ども読書活動推進計画の策定に関すること。

その他計画策定に必要な事項に関すること。

(構成)

第3条 委員会は、次に掲げる者をもって構成する。

ひとつくり支援課生涯学習係長

学校教育課指導係長

福祉課障害福祉係長

子育て支援課子育て支援係長

保健センター保健指導係長

行田班教育研究会図書館部会部長及び副部長

図書館長及び管理係長

- 2 委員会に委員長を置き、委員の互選によってこれを定める。
- 3 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- 4 委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長の指名する委員が、その職 務を代理する。

(委員会)

- 第4条 委員会は、必要に応じて委員長が招集する。
- 2 委員長は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め意見を聴くことができる。

(任期)

第5条 委員の任期は、子ども読書活動推進計画を策定する日までとする。 (庶務)

第6条 委員会の庶務は、図書館において処理する。

(雑則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附則

この規則は、平成17年3月2日から施行する。

# 6 行田市子ども読書活動推進計画策定委員名簿

	所 属 等	氏 名
生涯学習部	ひとつくり支援課課長補佐兼生涯学習係長	石川 敏雄
学校教育部	学校教育課課長補佐兼学校保健係長	篠田 豊和
健康福祉部	福祉課障害福祉担当主査	中村和則
健康福祉部	子育て支援課子育て支援担当主査	石川隆美
健康福祉部	保健センター母子担当主査	佐藤 美絵
行田市教育研究 会図書館部会	部長(太田中学校)	福島 裕子
行田市教育研究 会図書館部会	副部長(北河原小学校)	池田 弘恵
生涯学習部	図書館長	安部 節子
生涯学習部	図書館副館長兼管理係長	小池 博士

委員長 副委員長

# 7 行田市子ども読書活動推進計画策定経緯

開催年月日	議事 内容
	1 正副委員長の選出
第 1 回 子ども読書活動推進計画策定委員会	2 行田市立図書館の概要及び事業報告等
平成18年6月30日(金)	3 「子ども読書活動の推進に関する法律」について
午後3時30分~5時 ミーティングルーム	4 「文字・活字文化振興法」について
	5 子ども読書活動推進計画策定に向けての取組について
第2回 子ども読書活動推進計画策定委員会	1 読書を取り巻く現状と課題の把握について
平成18年8月4日(金)	2 アンケート調査実施について検討
同 上	・調査対象者・調査方法・調査項目等について検討
9月1日(金)~9月30日(土)	1 5歳以下の子どもをもつ保護者を対象に実施
アンケート調査期間	(各地域公民館・保健センターで実施)
	2 幼稚園・保育園・小学校・中学校・養護学校を対象に実施
第 3 回 子ども読書活動推進計画策定委員会	1 アンケート集計結果の検討
平成18年10月5日(木)	2 計画策定方針の検討
午後3時30分~5時 ミーティングルーム	3 起草分担の協議・決定
第4回 子ども読書活動推進計画策定委員会	1 子ども読書活動推進計画(素案)の検討
平成18年12月15日(金)	2 計画全体の検討等
同 上	
図書館協議会	1 子ども読書活動推進計画(素案)の検討
平成18年12月20日(水)	
午後 1 時 3 0 分 ~ 3 時 ミーティングルーム	
第 5 回 子ども読書活動推進計画策定委員会	1 子ども読書活動推進計画(案)の検討
平成19年1月12日(水)	2 計画の第1章及び第2章の検討等
午後3時30分~5時 ミーティングルーム	
第 6 回 子ども読書活動推進計画策定委員会	1 子ども読書活動推進計画(案)の検討
平成19年1月24日(水)	2 計画の第3章の検討
同 上	3 参考資料の検討等
第 7 回 子ども読書活動推進計画策定委員会	1 子ども読書活動推進計画(案)の全体検討
平成19年2月 9日(金)	· 一部修正後承認
同 上	
図書館協議会	1 子ども読書活動推進計画(案)の全体検討
平成19年2月15日(木)	· 一部修正後承認
午後1時~3時 水戸市(県外視察研修地)	
平成19年3月30(金)	1 子ども読書活動推進計画教育長決裁

## 行田市子ども読書活動推進計画

『読書でキラリ・明るく元気な子どもたち』

平成19年3月

発 行 行田市教育委員会

企画・編集 行田市教育委員会生涯学習部図書館

〒361-0032 埼玉県行田市佐間 3 丁目 24 番 7 号

TEL: 048(556)4227 FAX: 048(555)3770

ホームページ: http://library.tvg.ne.jp/

